3　人材の育成及び確保

効率的かつ安定的な内水面漁業の経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、内水面漁業を含む漁業就業希望者を対象とする就業相談会等の開催、新規就業者の漁業現場での長期研修、漁業活動に必要な経営管理の知識や技術習得のための講習会等の開催等、段階に応じた支援を行う。

4　商品開発への取組等への支援

高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即し、生産における内水面水産資源の食材としての品質の向上や、水産加工による内水面水産資源の付加価値の向上、販路拡大等の取組を推進する。また、漁業者、水産加工業者及び水産流通業者等が連携して行う取組を推進する。

5　回遊魚類の増殖の取組への支援等

アユ、サケ・マス、ウナギ等の回遊魚類（内水面と海面との間を往来する水産動物をいう。）の持続的な利用の確保を図るため、産卵場の確保、種苗放流に関する課題の解決、内水面漁場管理委員会と海区漁業調整委員会との連携による内水面と海面における資源管理の取組の推進等、魚種ごとの生態や利用実態等に応じた支援に努める。

このうち、資源が人工ふ化放流によって造成されているサケについては、全国的に回帰率が大幅に低下していることから、海洋環境の変化に対応できるように、稚魚の放流時期やサイズに留意した放流や自然環境に対する適応能力の高い種苗の育成等により、着実に回帰率の回復に取り組む。さらに、本州太平洋側においては、東日本大震災の影響により、親魚の来遊数が減少していることから、採卵用親魚の確保及び計画放流数の達成に向けた取組の支援に努める。さらに、高品質な親魚の放流場所の調査等を踏まえ、受益に見合った適切な増殖経費の負担を実現するための取組を推進する。

資源の減少が危惧されているニホンウナギについては、その種苗であるシラスウナギの採捕者、ニホンウナギを採捕する漁業者等の関係者が行う資源管理のための協議を促進するとともに、ニホンウナギの効果的な放流手法等の開発を推進する。

6　国民の理解と関心の増進

内水面は、遊漁を始めとするレクリエーションを通じて国民が憩い、自然と触れ合う場である。他方、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六条第五項第五号に規定する第五種共同漁業の対象となる内水面では、海面と異なり有用魚種の資源量が少なく、多数の採捕者による乱獲により資源の枯渇を招きやすい。このため、第五種共同漁業の免許を受けた漁業協同組合等には同法第百二十七条に基づく増殖義務が課せられており、当該義務を果たすため、稚魚や親魚の放流、産卵場造成等、地域の実態に応じた多様な増殖の取組が行われている。

このような内水面漁業について、国民の理解と関心を深めるため、内水面漁業者が行う内水面漁業の意義に関する広報活動及び体験放流等の川辺における自然体験活動並びに漁業体験等を目的とした施設の整備を推進する。

また、内水面水産資源の適切な管理に資するため、各都道府県が定める漁業調整規則や漁業協同組合等が定める遊漁規則等の周知及びその遵守に関する啓発活動を促進する。

第五　その他内水面漁業の振興に関する重要事項

1　国内外におけるウナギの資源管理の推進

ウナギ資源の保護・管理を早急に図るため、国際的な資源管理対策として、東アジア地域における資源管理を一層推進するとともに、国内においては、その種苗であるシラスウナギの採捕、ニホンウナギを採捕する漁業及びうなぎ養殖業に係る資源管理を三位一体として推進する。特に、うなぎ養殖業については、法第二十六条の指定養殖業の許可の制度を活用してシラスウナギの池入量の管理を行う。

2　協議会

法第三十五条第一項に規定する協議会が設置された場合には、協議会を設置した都道府県からの要請に応じて、内水面水産資源の回復、内水面における漁場環境の再生、レクリエーションとの水面利用に関するトラブル防止等、内水面漁業の振興に向けた効果的な協議が円滑に行われるよう、関係者間の調整等を行うとともに、それを踏まえた必要な措置を講じる。

3　平成二十三年原子力事故による被害等への対策

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下「平成二十三年原子力事故」という。）に由来する放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになっていないことに起因する漁場の利用への支障及び内水面水産資源の販売の不振への対処のため、地方公共団体が行う内水面水産資源の放射性物質に係る安全対策について、地方公共団体が行う検査に対し必要な支援を行うとともに、検査結果や出荷停止・採捕禁止の措置の状況を取りまとめ、国及び地方公共団体のホームページに掲載し、遊漁者や消費者に対して正確な情報提供を行う。また、平成二十三年原子力事故による損害については、被害者の早期救済の観点から、東京電力ホールディングス株式会社、関係県、関係団体等が出席する連絡会議の開催等により、東京電力ホールディングス株式会社に対し賠償金の早期支払等を求める等、適切かつ速やかな賠償が実施されるよう取り組む。

4　内水面に排出又は放流される水に係る規制の在り方

内水面に排出又は放流される水について、浄化槽から排出される残留塩素や公共用水域の残留塩素の実態把握、界面活性剤の排出の実態把握による科学的知見の集積に努め、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）等による当該水に係る規制の在り方について、内水面における漁場環境の再生等の観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

○農林水産省
経済産業省
環境省告示第一号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十八条第四項の規定に基づき、自主回収の認定を取り消したので、同条第五項において読み替えて準用する同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十九年七月二十五日

農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　山本　公一

一　名称　株式会社明治
二　住所　東京都江東区新砂一丁目二番十号
三　当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
プラスチック	ナチュラル半透明	一〇〇ミリリットル	四・二グラム	牛乳の瓶用のキャップ	平成十七年三月農林水産省・経済産業省・環境省告示第一号図第八のとおり
ガラス	無色	九〇〇ミリリットル	二六〇グラム	牛乳用	平成十七年三月農林水産省・経済産業省・環境省告示第一号図第九のとおり

一　名称　協同乳業株式会社
二　住所　東京都中央区日本橋小網町十七番二号
三　当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	九〇ミリリットル	一五〇グラム	はっ酵乳用	平成二十一年五月農林水産省・経済産業省・環境省告示第二号図一のとおり
ガラス	無色	二〇〇ミリリットル	一九五グラム	牛乳用	平成二十四年十一月農林水産省・経済産業省・環境省告示第六号図第七のとおり